

| 日進市議会建設経済常任委員会 | | | | |
|----------------|---------------|--------|----------|-------|
| 会議年月日 | 平成19年6月12日 | | | |
| 開会 | 午前9時30分 | 閉会 | 午前11時58分 | |
| 場所 | 第1委員会室 | | | |
| 出席委員 | 委員長 | 下地 康夫 | 副委員長 | 峯 隆之 |
| | 委員 | 島村 紀代美 | | 古谷 徳生 |
| | | 茅野 正寿 | | 福岡 幹雄 |
| | | 西尾 克彦 | | 武田 司 |
| 遅刻・早退・欠席委員 | | | | |
| 職務のため出席した者 | 議長 余語 充伸 | | | |
| 出席説明員 | 別紙のとおり | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 事務局職員 | 局長 | 中川 利美 | | |
| | 課長 | 佐藤 邦男 | | |
| | 課長補佐 | 西尾 茂 | | |
| 付託事件 | 議案第59、62号について | | | |
| | 陳情第1、2号 | | | |
| | | | | |
| | | | | |

会議の経過を記載してその相違ないことを保証するためここに署名する。

平成19年6月19日

日進市議会建設経済常任委員会委員長

下地康夫

審 議 の 経 過

情報公開

No 2

| 発 言 者 | 内 容 |
|--------|---|
| 委員長 | <p>開会を宣す。 (9:30)</p> <p>あいさつの後、傍聴の許可をし、傍聴人入室後、入退室について配慮の旨依頼する。</p> <p>日程に入る。当委員会に付託された案件は、本会議で付託された2議案と陳情2件である。議案審査に入る前に、執行部を代表して市民環境部長からあいさつを、建設経済部長から県派遣職員の紹介をお願いする。</p> <p>(市民環境部長 あいさつ、建設経済部長 県派遣職員紹介)</p> <p>委員の質疑、意見及び執行部の説明、答弁について簡潔、明瞭化の依頼。発言は委員長の許可を得る旨を依頼。</p> <p>-----</p> |
| 委員長 | <p>議案第59号「平成19年度日進市一般会計補正予算(第1号)について」歳出所管部分を議題とし、執行部の説明の後、2款総務費の中の市民交流費について、質疑・意見を求める。</p> |
| 島村委員 | <p>市民参加推進事業について、もう少し具体的な説明を願う。</p> |
| 市民交流課長 | <p>普通旅費の14万9千円については、市民参加条例や市民活動条例を制定している県外市町村への視察のための旅費であり、東京方面に3人分、2回で算定している。また、(仮)市民参加条例及び活動条例調査研究委託料については、自治基本条例が制定されたことを受け、市民参加条例・市民活動条例を早期に制定する必要があることから、大学教授等の学識経験者に調査・研究を委託する経費として118万円を計上している。</p> |
| 委員長 | <p>他に質疑・意見なく、次に6款商工費及び7款土木費について、</p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 3

| 発 言 者 | 内 容 |
|--------|--|
| 市民交流課長 | <p>質疑・意見を求めもなく、質疑・意見を終結、討論を求めるもなく 終結、挙手により採決する。(挙手全員)</p> |
| | <p>議案第59号「平成19年度日進市一般会計補正予算(第1号)」 歳出所管部分については、採決の結果、全員賛成であり、原案のと おり可決承認すべきものと決する。 (建設経済部 退室)</p> |
| | <p><u>議案第62号「日進市にぎわい交流館の指定管理者の指定につい て」を議題</u>とし、説明を求める。</p> |
| | <p><u>平成19年第1回定例会において、にぎわい交流館条例の一部改 正が可決され、指定管理者の指定を行うことができるようになった ことから、この度上程させていただいた。指定管理者としては、「日 進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条 例施行規則」第2条第2項の”地域の人材活用、雇用の創 出等地域との連携が相当程度期待できること”を公募に よらない選定理由</u>とし、日進市民グループゆるやかネッ トワークを選定するものである。<u>指定の期間は、平成19 年10月1日から平成24年3月31日までの4年半と するものである。</u></p> |
| 委員長 | <p>質疑・意見を求める。</p> |
| 福岡委員 | <p><u>公募によらない選定理由</u>とはどんなものか。</p> |
| 市民交流課長 | <p><u>「日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関す る条例施行規則」第2条</u>で公募によらない選定理由が規 定されており、その中の第2項に”<u>地域の人材活用、雇用</u></p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 4

| 発 言 者 | 内 容 |
|------------------------|---|
| <p>福岡委員 市民交流課長</p> | <p><u>の創出等地域との連携が相当程度期待できること</u>”とあることから、ゆるやかネットワークを選定したものである。</p> <p>相当程度期待できるという相当とはどれくらいの範囲のことか。</p> <p>にぎわい交流館は、<u>NPOや市民活動団体が地域とのつながりをもって幅広い交流ができる施設</u>として設置されている。その管理運営を任せるには、市民活動を行っている団体やグループに任せた方がよいということで進めてきた。今回は、こうした市民活動団体やグループが構成員となっている「ゆるやかネットワーク」にお任せし、<u>市民が活動している施設は市民による管理がふさわしいとの判断から選定</u>したものである。</p> |
| <p>福岡委員 市民交流課長</p> | <p>にぎわい交流館の指定管理者の<u>指定を受けたいという他のNPOや市民団体、それが同様の条件を満たす団体であったらどう説明</u>をされるのか。</p> <p><u>4月末現在、にぎわい交流館には241団体が登録をしており、その中の69団体が申請をして「ゆるやかネットワーク」を構成している。正に横断的なつながりを持った組織</u>ということで、他に希望する団体等がなかったこともあるが、この「ゆるやかネットワーク」がふさわしいと判断したものである。</p> |
| <p>島村委員 市民交流課長</p> | <p><u>「ゆるやかネットワーク」のように法人格を持たない、連絡協議会のような体制で行っている他の自治体の例</u>があれば教えてほしい。</p> <p><u>千葉市の千葉NPO連絡協議会、安房の安房NPO連絡協議会、</u></p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 5

| 発 言 者 | 内 容 |
|---|--|
| <p>委員長</p> <p>市民交流課課長補佐</p> <p>委員長</p> <p>市民交流課課長補佐</p> <p>島村委員</p> <p>市民交流課長</p> | <p>県内ですと<u>豊橋の運営委員会や管理委員会、豊川市のコミュニティセンター運営委員会、蒲郡市、鎌倉</u>等があります。法人格を持たない市民団体というものは、指定管理においてはめずらしいというよりも、地方分権一括法以来行政改革、規制緩和などの国の施策に伴い、地方自治においては市民自治を大切にした運営が行われるようになってきている。<u>岡崎市の場合は、行政が協働して様々なNPO</u> <u>団体が参加する連絡協議会を組織</u>しており、そういうところに公共施設の指定管理をお願いするケースが多々ある。にぎわい交流館は設立してまだ2年弱ということだが、<u>大変積極的かつ責任を持った堅実な事業運営</u>をされている。日進市も<u>多くのNPO、団体が参加してその優れた能力や豊富な知識、経験を持った人材が参加</u>している。既に施設の管理運営や事業活動についても行政と連携して実績を持っている。適正な管理と効果的な事業展開が十分期待されることからにぎわい交流館の指定管理者に指定したいと考えている。</p> <p>今の事例は、全部法人格を持たないところと契約している事例か。</p> <p>法人格を持っていないところばかりでなく、連絡協議会のような組織が指定管理を受けている例として答えたものである。</p> <p>法人格を持っていないところと契約している事例を聞かれている。</p> <p>具体的な自治体名は、調べてから報告させていただく。</p> <p>10月から指定管理を受けるにあたって、<u>組織評価はどんな形で進んでいるか。</u></p> <p><u>組織としては、理事長1名、理事が合わせて10名、あと会計と監事を2名置</u>いている。<u>18年度は臨時職員を行政が雇い、2年弱</u></p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 6

| 発 言 者 | 内 容 |
|--------|--|
| | <p><u>の経験を積んだ</u>ことから、今回「<u>ゆるやかネットワーク</u>」に<u>指定管理を任せたい</u>と考えている。<u>財政的な体制強化</u>ということで<u>借り入れ等による資金調達も予定</u>しているが、<u>税金等指定管理者に対する責任体制がある</u>ので、このリストによる<u>連帯保証制度等を導入</u>してやっていきたいと考えている。</p> |
| 島村委員 | <p>指定管理に移行後、<u>コスト削減であるとか指定管理ならではの特</u></p> |
| | <p><u>徴を生かしていくためにどんな努力</u>をされると聞いているか。</p> |
| 市民交流課長 | <p><u>コスト削減の点では、環境負荷の軽減に考慮した光熱水費や消耗</u></p> |
| | <p><u>品等の削減</u>においてコスト削減を目指すと聞いている。また、利用</p> |
| | <p>者のニーズも増大しており、そのニーズに対応するために費用も増</p> |
| | <p>加傾向にあるが、<u>事務のムダ、ムラを省いて最小限の指定管理料で</u></p> |
| | <p><u>行っていく</u>と聞いている。</p> |
| 茅野委員 | <p>最低料金で計算をされたというが、<u>4年半で1億7千万円、年間</u></p> |
| | <p><u>にして最低でも4千万円</u>であるが、従業員を何人使うのか。今は3</p> |
| | <p>人でやっており、十分だと思う。<u>指定管理は、人件費の削減等々が</u></p> |
| | <p><u>目的だと思うが、この金額では多すぎる</u>と思う。人をどのように使</p> |
| | <p>うのか。</p> |
| 市民交流課長 | <p>人員体制であるが、<u>現在は行政職員1名を含む3人でローテーシ</u></p> |
| | <p><u>ョンを組み、必ず2人が常駐する形をとっている</u>。あと、<u>簡易な業</u></p> |
| | <p><u>務を行うバイトが3人</u>おり、誰か1人が張り付く形で4人体制で行</p> |
| | <p>っている。<u>指定管理後は、行政職員が引き上げる</u>ことから<u>指定管理</u></p> |
| | <p><u>者においてその分を雇って</u>いただくことになる。従って、<u>常勤3人</u></p> |
| | <p><u>とバイト1人の4人体制</u>で行っていくことになる。</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|--------|--|
| 武田委員 | <p><u>4千万近い金額</u>に関しては、<u>税金問題であるとか法制度の改正など、やむを得ない事由による増加に対応できる1割分が見込んであり、その分を除くと3900万円くらいである。その3900万円のうち人件費は2470万円、事業費が660万円、光熱水費等の維持管理費は790万円として算定している。</u></p> <p>にぎわい交流館は現在日進市が管理委託しているが、<u>目的外使用</u>にはどのように対処しているのか。また、<u>保健所への対応は現在市長名になっているが、指定管理後はどうなるのか。それと、今までいくつかの施設で指定管理を行っているが、その結果をどのように検証されたのか。そして、その検証結果を踏まえ、にぎわい交流館の管理運営の委託をした時の効果</u>をどう検証されたのか。</p> |
| 市民交流課長 | <p><u>目的外使用</u>に関しては、指定管理であっても施設は市のものであることから、<u>市の条例、規則に沿って取り扱う。保健所の関係は、現在市長名でとっているが、指定管理移行後は指定管理者に移る。検証については、指定管理移行後、1年ごとに実績を調査し、その結果で判断していこうと考えている。</u></p> |
| 武田委員 | <p>目的外使用は何に基づいて行われているのか。それと、検証に関しては、<u>にぎわい交流館の検証ではなく、3月議会で市長は指定管理を導入してまだ1年経っていないので、これから検証を行い、これからの事業について委託をする分については経費的な部分やサービスの部分をしっかりと精査したうえで委託をしていくと答弁</u>をしている。<u>その検証は</u>どういう形でしたのか。<u>その検証に基づいてにぎわい交流館に委託をするのか</u>を聞いている。</p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 8

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|--|
| 市民交流課長 | <p>答弁については、<u>指定管理が平成18年4月にスタートし、ようやく1年経ったところなので、その検証を行っていくというものであったと思う。今はまだ検証中であり、にぎわい交流館に反映できる状態ではないので、平成17年11月から管理委託している内容で指定管理をお任せすることとした。</u></p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p><u>目的外使用</u>の状況であるが、<u>にぎわい交流館設置の趣旨は、市民活動の促進、国際交流、大学交流の促進、市民の交流であり、その趣旨に沿ったものかどうかを受付時に審査</u>をし、判断の難しいものについてはその都度協議をしている。</p> |
| 武田委員 | <p>この建物は、<u>料理を販売することがその目的</u>に含まれているのか。何に基づいてどういう目的で使っているのか、その根拠を出してほしい。それと、<u>保健所の件</u>であるが、来年の2月に手続きがあると思うが、<u>10月からその間は誰が責任を持つ</u>のか。あと、3月の議会では確かに先ほどのような説明があった。しかし、<u>「平成18年度より指定管理者制度を導入した施設の成果は、年度終了後に提出される事業報告書によって行う予定である。したがって、現時点では詳細な確認ができていない。つまり、詳細な検証は、年度終了後に成果と今後の指定管理者制度への反映ということを考えていく仕組みづくりというものをこれから進めていきたい」</u>また、「<u>成果とか検証の結果を確実に生かしていける、または生かしていけないか</u>ということは、非常に今後に大きな影響を及ぼしますので、<u>十分な検証、検討、研究をさせていただきながら、進めていきたい</u>」と<u>市長は答弁</u>をしている。この答弁に基づいて、どういう検討をし</p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 9

| 発 言 者 | 内 容 |
|----------|--|
| 市民交流課長 | <p>たのか。検討したというなら、<u>現行かかっている人件費がどれだけ安くなるのか、事業費としてどういう結果になるのか</u>、きちんと出してもらわないといけない。</p> <p><u>保健所</u>の件は、委託をするということは<u>責任者が変わる</u>のであるから、その<u>委託をした段階でどう対処</u>しようと考えているのかという<u>こと</u>である。</p> <p>保健所からは、<u>事業者が複数にまたがる場合は統括した形で責任者が営業許可を取ってほしい</u>と言われている。</p> |
| 武田委員 | <p><u>10月1日から委託により責任者が変わる</u>のであるから、その変わる<u>こと</u>についての<u>手続きの確認</u>がとれているのか。</p> |
| 市民交流課長 | <p>10月1日からは管理運営が指定管理者に移ることから、<u>食品衛生に関する責任者も指定管理者に移るが、手続きについてはまだ行っていない</u>。</p> |
| 武田委員 | <p><u>10月1日に確実に変わる</u>ということを確認しているのか。</p> |
| 市民交流課長補佐 | <p>指定管理者に変えなければいけないかどうかという<u>確認はまだできていない</u>。</p> |
| 武田委員 | <p>つまり、食品衛生の責任者については、変わるのか変わらないのかの<u>確認がとれていない</u>ということ<u>で理解</u>すればよいか。</p> |
| 市民交流課長補佐 | <p><u>食品衛生管理</u>については、<u>従来どおり調理をされる方の責任において管理</u>していただくことになるが、<u>営業許可</u>については、引き続き<u>市長のままでよいのか、指定管理者の代表者に変えなければならないのか</u>という<u>確認が保健所とは取れていない</u>。</p> |
| 委員長 | <p>武田委員は、<u>法的手続きの整備がなされないまま指定管理者に移</u></p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 10

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|---|
| 市民交流課課長補佐 | <p><u>行できるのかどうかの確認</u>をされている。</p> <p><u>保健所の研修会の折に、市長のままでもよいと聞いているが、最終的な確認は取れていない。</u></p> |
| 武田委員 | <p>市が委託するのに変わらないのはおかしい。<u>10月1日からきちんとした仕分けが必要だ。</u>今までの話を聞いていると、<u>保健所との詰めがまだできていないことがわかった。</u></p> <p><u>目的外使用</u>の件は、その手続きについて、<u>市の条例なり要綱に基づいた処理はされてないはずだ。</u>市がやっている時にはいいのだが、<u>管理運営を任せた時には問題が生ずるのではないかと危惧</u>して確認をしている。目的外使用と理解しているのなら、10月1日までに処理をしないといけないので聞いている。それと、先ほどの<u>検証、研究、結果</u>について、<u>どれだけ市にとってプラス</u>があるのか、それについての説明がない。これは、<u>数字で出して</u>ください。</p> |
| 委員長 | <p>午前10時40分まで休憩する。 (10:26)</p> |
| 委員長 | <p>再開する。 (10:40)</p> |
| 市民交流課長 | <p><u>人件費</u>については、平成18年度の決算見込みであるが、<u>2248万7千円程度と見込んで</u>いる。<u>平成20年度以降の1年ごとの人件費</u>については、先ほど申し上げたように<u>2470万240円を計上</u>している。</p> <p>別件であるが、<u>法人格を持たない市民活動団体が行っている事例</u>を調べたところ、<u>蒲郡市の市民センターが地区のコミュニティで管理</u>しており、<u>豊川市では、国府市民館を国府小学校区のコミュニテ</u></p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|--|
| 市民交流課課長補佐 | <u>イ推進委員会</u> が管理運営をしている。 |
| 市民交流課課長補佐 | <u>目的外使用</u> の件であるが、現在の使用は <u>目的内での使用と認識</u> している。 |
| 武田委員 | 目的外使用ではないというなら、 <u>にぎわい交流館の使用目的は</u> どういう目的なのか。 |
| 市民交流課課長補佐 | <u>にぎわい交流館の目的は、市民の交流、NPOの支援、大学交流・国際交流の支援である。調理室については、市民サロンつまり市民が交流する場に飲食を提供するための施設という位置づけである</u> ことから目的内だと考えている。 |
| 武田委員 | <u>販売は目的の中に含まれているのか。</u> |
| 市民交流課課長補佐 | 材料費、人件費等もかかるため、 <u>有償で飲食の提供</u> をしている。 <u>これができないとなると、市民サロンで飲食ができないことになる</u> ことから、目的内だと考えている。 |
| 武田委員 | <u>食事の販売が交流館の目的にうたわれている</u> ということによいか。 |
| 市民交流課課長補佐 | <u>市民サロンは、市民の交流の場であり、条例本文に調理を提供することを目的とするとは書かれていないが、交流するために必要な施設</u> だと考えている。 |
| 武田委員 | 先ほどの課長の説明によると、 <u>平成18年度の人件費は2248万7千円、平成20年度からは2470万円</u> ということではほとんど変わらないが、人件費だけでみた場合にどのようなメリットがあるのか。 |
| 市民交流課長 | 臨時職員、派遣している行政職員、内部職員の一部の人件費とし |

審 議 の 経 過

情報公開

No 12

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|---|
| | <p>て2248万7千円をあげた。<u>指定管理料については、算定基準に基づいて算出</u>している。</p> |
| 武田委員 | <p>2200万円という金額は、<u>1週間に何人で、何時間で運営</u>されたものか。</p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p><u>1日概ね9時間</u>ほどである。休みがないことから、<u>労働基準法に抵触しないよう3人がローテーション</u>を組み、臨時職員を合わせてやってきた。</p> |
| 武田委員 | <p><u>4人くらいの体制</u>で、休みも必要ということでだいたい<u>3人が365日、1日9時間</u>ほどということによいか。</p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p><u>福利厚生</u>の費用もプラスしてあります。</p> |
| 古谷委員 | <p><u>ゆるやかネットワーク</u>については、<u>法人格を持っていない</u>ということであったが、国も公益法人制度改革をやったり、社団法人、財団法人の改革をやるようとしているが、<u>日進市の中で法人と法人でないものとの区別</u>はあるのか。</p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p><u>指定管理の選定の中での区別</u>はない。<u>募集要項</u>では、個人を除くものであればよいとなっているので、<u>区別はしていない</u>。</p> |
| 古谷委員 | <p><u>ゆるやかネットワークは法人格</u>を取得する予定はあるのか。</p> |
| 市民交流課長 | <p>理事長に確認したところ、手続きに2～3ヶ月要することから10月には間に合わない。今後、<u>必要</u>ということであれば<u>検討</u>することであった。</p> |
| 古谷委員 | <p><u>ゆるやかネットワークの人員体制、組織、給与体系</u>などの説明を願う。</p> |
| 市民交流課長 | <p><u>理事長1名</u>、これはNPO法人スマイルハウスの代表者が務めて</p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 13

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|--|
| | <p>いる。<u>副理事長</u>として(財)アジア保健研修財団、オールウェイズ、はなみずき、NPO法人サンコムネット、理事としてNPO法人ファミリーステーションRin、日進市地域女性連絡協議会、日進市身体障害者福祉協会、精神障害者通所施設「ゆったり工房」、国際交流協会の代表者、また、<u>会計</u>として学童にっしんの代表者、<u>監事</u>として「すてきな図書館をつくる会」、オアシスの代表者ら2名で構成している。</p> |
| 古谷委員 | <p><u>正職員3名とパート職員8名</u>について説明願う。</p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p><u>市がゆるやかネットワークに委託して、清掃、管理</u>をしていただいている。これは、臨時職員ではなく、<u>ゆるやかネットワークの職員</u>としてやっていただいている。</p> |
| 古谷委員 | <p>市の<u>委託事業以外の部分、自主的な財源</u>などについて説明願う。</p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p><u>基金制度をつくり、100万円</u>ほどの予算があがってきたと聞いている。<u>自主事業としては、部会をつくってその部会ごとに企画</u>している。</p> |
| 古谷委員 | <p>市の<u>委託事業と自主事業とは経費をわけて</u>やられるのか。</p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p>ゆるやかネットワークの事務所は、<u>団体専用事務室を有料で借りて事務を執っている</u>。委託事業はその中ではやっていない。</p> |
| 古谷委員 | <p><u>ゆるやかネットワークの事務経費は、年間どれくらいかかっているのか</u>。</p> |
| 市民交流課長 | <p>団体に関することなので、<u>あいまいな答弁はできない</u>。</p> |
| 古谷委員 | <p>市からの<u>委託事業と団体の自主事業との公私混同が心配</u>である。そのあたりのところを<u>どう線引き</u>されるのか。</p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 14

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|--|
| 市民交流課長 | <u>協定書を締結する中で、きちんと示していく</u> 予定である。 |
| 武田委員 | 平成20年度以降の 人件費、2400万円の算出根拠 を再度説明願う。 |
| 市民交流課長 | 経営管理室において、管理運営に必要な人件費というものをとりまとめている。この中では、正規職員の配置による人件費は 責任的立場にある者は600万円 で諸経費として2割、 一般の職員に対しては400万円 で諸経費として2割、 臨時職員の賃金においては一般事務時間単価800円 で、 諸経費3割 、というふうに書いてあり、これに基づいて算出している。 |
| 武田委員 | 人件費や事業費において、平成18年度とほぼ同じ であるのに、 指定管理で管理運営を委託するメリット はどこにあるのか。 |
| 市民交流課長 | 他の施設の指定管理による実績の検証は、まだできていない 。参考にできるのは、 今までの管理委託による実績 であり、 これを拠りどころとして指定管理に移行していきたい と考えている。 |
| 副委員長 | 公募をしないとか債務負担 をするということを 当局が決めたのはいつ頃か 。 |
| 市民交流課課長補佐 | 平成19年5月15日に決裁をあげ、5月17日 にありました。 |
| 市民交流課長 | 5月の政策推進会議 において、 ゆるやかネットワークが妥当であるという承認 をいただいている。その後、 5月下旬の議員全員協議会 においても 報告 をさせていただいている。 |
| 副委員長 | 平成19年2月19日に開催された平成18年度第3回に ぎわい交流館運営協議会の議事録 によると、 ゆるやかネットワークに委託される予定 である、 期間は4年半、債務負担により予算を拘束す |

審 議 の 経 過

情報公開

No 15

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|--|
| 市民交流課長 | <p><u>るとあるが、決裁前に決めていた</u>ということか。</p> |
| 副委員長 | <p><u>あくまでも予定</u>ということで話をさせていただいた。</p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p><u>平成18年5月の政策推進会議において、にぎわい交流館を指定管理</u>にするということと時期を決めていただいた。その後、<u>全員協議会でも報告</u>させていただいた。<u>平成19年2月の会議ではあくまでも予定</u>ということで話をしている。</p> |
| 副委員長 | <p><u>市の方針を出してもよいのか。</u></p> |
| 市民交流課長 | <p>ゆるやかネットワークにお願いするということではなく、<u>指定管理に移行</u>していくという話をさせていただいた。</p> |
| 副委員長 | <p>平成18年の5月に<u>本当にそういう話</u>がされていたのか。</p> |
| 市民交流課長 | <p>平成19年度に指定管理に移行する施設について、<u>5月の政策推進会議</u>で話をしている。</p> |
| 島村委員 | <p>これは意見であるが、指定管理に移行することは先の<u>3月議会で決着</u>していて、この場の審議は<u>ゆるやかネットワークを指定管理者とするのかどうか</u>である。</p> |
| 副委員長 | <p><u>ゆるやかネットワークが指定管理者</u>としてふさわしいかどうかの判断材料として<u>予算を検証</u>してみた。平成18年度は、<u>事業費、維持費、人件費含めて3300万円</u>、19年度は上期2240万円、<u>下期1960万円</u>、合わせて4200万円、<u>18年度からは900万円高くなっている</u>。<u>20年度以降は年間4300万円</u>であり、<u>ゆるやかネットワークに委託することでどんどん高くなる</u>ような気がするかどうか。</p> |

審 議 の 経 過

情報公開

No 16

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|--|
| 市民交流課長 | <p><u>平成18年度は、決算見込みの数字</u>である。<u>19年度の上半期は市、下半期は指定管理料としてあがっている。20年度から23年度までの4年間については、債務負担として1.1倍</u>したものである。18年度は、職員1人と臨時職員の体制でやってきた人件費である。指定管理においては、先ほどの算定基準により算出した金額であることから、比較するのは難しいのではないかと考えている。</p> |
| 副委員長 | <p><u>18年度の決算が見込み</u>であることはわかっているが、<u>3300万円から大きく変わらない</u>ということでこの数字を出したのではないか。</p> |
| 市民交流課長 | <p><u>人件費については、臨時職員と市の職員1名分を含めて2248万7千円</u>である。<u>指定管理</u>については、先ほどの算定基準により算出して2470万円となる。<u>体系が変わるため、端的に比較はできない</u>ということを説明したつもりである。</p> |
| 副委員長 | <p>体系が変わるので、比較できないと言われるが、<u>ゆるやかネットワークに委託すると金額が増えると私は解釈したのだが、それは違うのか。</u></p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p>平成18年度との比較でいえば、今まで組んでいた委託料や人件費、維持管理費などが集約した形で入っていることから、<u>新しく年間3800万円の指定管理料を出すわけではない</u>。したがって、ゆるやかネットワークに委託するから高くなるというものではない。</p> |
| 委員長 | <p>暫時休憩する。 (11:32)</p> |

審 議 の 経 過

No. J7

情報公開

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|---|
| 委員長 | 再開する。 (11:40) |
| 古谷委員 | <u>役員、理事の選出方法と理事会の議事録の公開</u> があるかどうかについて説明願う。 |
| 市民交流課課長補佐 | <u>理事会がほぼ毎月開催され、総会の中で役員が決定</u> されていると聞いている。 <u>議事録については、確認していない。</u> |
| 古谷委員 | <u>選出方法</u> についてであるが、 <u>69団体あってその中から理事会を構成し、理事を決めている</u> ということなので、 <u>選挙をやっている</u> と <u>思っていたが</u> 、 <u>そういうことはやっていないのか。どういう決め方</u> をしているのか。 |
| 市民交流課課長補佐 | <u>理事会で承認を得たものを総会で議事として可決</u> していくと聞いている。 |
| 古谷委員 | <u>理事会の議事録について確認ができていない</u> ということであったが、 <u>指定管理移行後は、議事録を公開していただいて、市民の目でもチェックできるように</u> しないといけないと思う。これは意見である。 <u>ゆるやかネットワークの参加登録団体が今69団体</u> ということだが、 <u>団体加盟の承認の基準</u> はどういうものか。 |
| 市民交流課課長補佐 | <u>ゆるやかネットワークの規約</u> においては、 <u>日進市内で活動する団体、当然市民活動団体</u> であるので <u>公益的な活動を行う団体</u> と聞いている。 |
| 古谷委員 | 市民活動団体といっても <u>いろいろな活動団体があり、性格も様々</u> だと思いが、 <u>そのあたりの吟味は</u> されるのか。 |
| 市民交流課課長補佐 | 団体のことなので、 <u>吟味の方法</u> までは聞いていない。 |

審 議 の 経 過

情報公開

| 発 言 者 | 内 容 |
|-----------|---|
| 古谷委員 | <p><u>加盟に際しての基準はつくるべき</u>だと思う。</p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p>それと、ゆるやかネットワークは、<u>加盟団体69団体、延会員数約9000人</u>ということであるが、<u>指定管理委託の発注はこの9000人の組織に対して行う</u>という考え方でよいか。</p> |
| 古谷委員 | <p>あくまでも<u>ゆるやかネットワークという組織に対しての委託</u>である。</p> |
| 市民交流課課長補佐 | <p><u>約9000人に対しての連絡経費は、指定管理費の中には含まれていないはず</u>であるが、その経費を賄えるだけの自主財源は、<u>総会資料によれば会費7万5千円、寄付金5万円で実質12万5千円がこうした経費に充てられると思うがこれでやっていけるのか。こういった組織に発注ができるのか。</u></p> |
| 古谷委員 | <p>ゆるやかネットワークの<u>経営の仕方をすべて知っているわけではないが、各組織の代表者から伝えてもらうという位置づけ</u>をしている。</p> |
| 委員長 | <p>意見として述べるが、<u>特命で委託をする以上、そういった情報もきちんと精査したうえで上程</u>していただきたい。</p> |
| 古谷委員 | <p>他に質疑・意見を求めるもなく、質疑・意見を終結。討論を求める。</p> |
| 古谷委員 | <p><u>反対</u>。指定管理者制度を導入することは決定している施設であるが、相手方である「<u>ゆるやかネットワーク</u>」について<u>検討、精査が足りない</u>と思われる。</p> |
| 島村委員 | <p><u>賛成</u>。にぎわい交流館は広く市民のための交流サロンであり、こうした性格を考えあわせるとその運営はNPOや法人格を持たな</p> |

審 議 の 経 過

情報公開

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| 福岡委員 | <p><u>いろいろな団体がつながっている固定組織ではないよさ</u>というものを生かしていける施設ではないかと思う。いろいろな団体に関わるということで<u>事業計画の中にも様々な特色のある市民にとってもニーズに対応した運営ができる</u>のではないかと思う。それと、グループの横の連携という意味でもにぎわい交流館は大きな役割を果たしてきた。ゆるやかネットワークは市内の様々な団体に関わり、<u>企画運営をみんなで話し合っていく運営の母体として指定管理を受け</u>る団体としてふさわしいと考える。</p> <p><u>反対</u>。ゆるやかネットワークの<u>公募によらない選定方法や組織体制などを考えるとより市民に対してわかりやすい選定をするべき</u>だと考える。また、<u>7月には新市長が誕生するのでそれから考えても遅くない</u>と考える。</p> |
| 副委員長 | <p><u>反対</u>。大切な市民の税金を必要なだけ使う感がある。<u>お金を大切に使うという意識で予算を立て、企画していただけるグループにな</u>ってほしい。こういう点から<u>反対</u>する。</p> |
| 武田委員 | <p><u>反対</u>。指定管理者に指定をさせる以前の問題として<u>市の体制に問題があった</u>のではないかと考える。<u>3月議会の市長の答弁でも検証、研究をする</u>ということであったが、<u>実際この委託費についての人件費、事業費等々の精査についてきちんとした説明がいただけてない</u>。</p> <p><u>保健所の件についてもはっきりとした確認がされていない</u>。</p> <p><u>目的外使用については、見解としてはお聞きしましたが、私の見解とは少し違う</u>。ゆるやかネットワークが<u>指定管理者として指定を受けたあとも問題がないという状況の中で議案として出していただ</u></p> |

審 議 の 経 過

情報公開

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| 委員長 | <p><u>くことが本来だ</u>と思う。</p> <p>他に討論を求めるもなく、討論を終結。議案第62号「<u>日進市に ぎわい交流館の指定管理者の指定について</u>」は、<u>採決の結果、賛成 少数であり、原案は否決</u>すべきものと決しました。</p> <p style="text-align: center;">(執行部退室、陳情審査に入る)</p> <p style="text-align: center;">-----</p> |
| 委員長 | <p>陳情第1号「日豪EPA／FTA交渉に対する陳情書」を議題とし、意見を求める。</p> |
| 茅野委員 | <p>配付でよいと思う。</p> |
| 委員長 | <p>茅野委員より写しの配付とする動議がありましたので、この動議を議題として採決する。(賛成多数)</p> <p>採決の結果、賛成多数であり、写しの配付とすることに決しました。</p> |
| 茅野委員 | <p>陳情第2号「住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書」を議題とし、意見を求める。</p> |
| 茅野委員 | <p>配付でよいと思う。</p> |
| 委員長 | <p>茅野委員より写しの配付とする動議がありましたので、この動議を議題として採決する。(賛成多数)</p> <p>採決の結果、賛成多数であり、写しの配付とすることに決しました。</p> |
| | <p>閉会を宣す。 (1 1 : 5 8)</p> |